

種苗法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

○ 種苗法（平成十年法律第八十三号）	1
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	21
○ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）	23
○ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）	24
○ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）	25
○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）	26
○ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）	27
○ 花きの振興に関する法律（平成二十六年法律第二百二号）	28

○ 種苗法の一部を改正する法律案新旧対照条文
種苗法（平成十年法律第八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第四節 育成者権（第十九条―第三十二条の二）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第七節 雑則（第五十条―第五十七条の二）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（品種登録の要件）</p> <p>第三条 次に掲げる要件を備えた品種の育成（人為的変異又は自然の変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。以下同じ。）をした者又はその承継人（以下「育成者」という。）は、その品種についての登録（以下「品種登録」という。）を受けることができる。</p> <p>一 品種登録出願（第五条第一項の規定による品種登録の出願をいう。以下同じ。）前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること。</p> <p>二 同一の繁殖の段階に属する植物体の全てが特性の全部において十分に類似していること。</p> <p>三（略）</p> <p>2 農林水産大臣は、前項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判断をするに当たっては、品種登録出願に係る品種（以下「出願品種」という。）と公然知られた他の品種との特性の相違の内</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第四節 育成者権（第十九条―第三十二条）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第七節 雑則（第五十条―第五十七条）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（品種登録の要件）</p> <p>第三条 次に掲げる要件を備えた品種の育成（人為的変異又は自然の変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。以下同じ。）をした者又はその承継人（以下「育成者」という。）は、その品種についての登録（以下「品種登録」という。）を受けることができる。</p> <p>一 品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること。</p> <p>二 同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること。</p> <p>三（略）</p> <p>（新設）</p>

容及び程度、これらの品種が属する農林水産植物の種類及び性質等を総合的に考慮するものとする。

3| (略)

第四条 品種登録は、出願品種の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、受けることができない。

一 一四 (略)

2 品種登録は、出願品種の種苗又は収穫物が、日本国内において品種登録出願の日から一年遡った日前に、外国において当該品種登録出願の日から四年（永年性植物として農林水産省令で定める農林水産植物の種類に属する品種にあつては、六年）遡った日前に、それぞれ業として譲渡されていた場合には、受けることができない。ただし、その譲渡が、試験若しくは研究のためのものである場合又は育成者の意に反してされたものである場合は、この限りでない。

(品種登録出願)

第五条 品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した願書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 一三 (略)

四 出願者が保持していると思料する出願品種の特性

五・六 (略)

2 前項の願書には、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した説明書及び出願品種の植物体の写真その他出願品種が同項第四号に掲げる特性を保持していることを証する資料を添付しなければならない。

3 (略)

(出願料)

2| (略)

第四条 品種登録は、品種登録出願に係る品種（以下「出願品種」という。）の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、受けることができない。

一 一四 (略)

2 品種登録は、出願品種の種苗又は収穫物が、日本国内において品種登録出願の日から一年さかのぼった日前に、外国において当該品種登録出願の日から四年（永年性植物として農林水産省令で定める農林水産植物の種類に属する品種にあつては、六年）さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡されていた場合には、受けることができない。ただし、その譲渡が、試験若しくは研究のためのものである場合又は育成者の意に反してされたものである場合は、この限りでない。

(品種登録出願)

第五条 品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した願書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 一三 (略)

(新設)

四・五 (略)

2 前項の願書には、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した説明書及び出願品種の植物体の写真を添付しなければならない。

3 (略)

(出願料)

第六条 出願者は、一件につき一万四千円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の出願料を納付しなければならない。

2 4 (略)

（職務育成品種）
第八条 (略)

2 職務育成品種については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等が品種登録出願することを定めているときは、当該職務育成品種に係る品種登録を受ける地位は、当該使用者等が有するものとする。この場合において、従業者等は、相当の金銭その他の経済上の利益（次項において「相当の利益」という。）を受ける権利を有する。

3 前項の規定により受けるべき相当の利益の内容は、その職務育成品種の育成により使用者等が受けるべき利益の額、その育成に関連する使用者等の負担及び貢献の程度並びに従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

4 第二項後段及び前項の規定は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務育成品種について、使用者等が品種登録出願をしたとき（第二項の場合を除く。）、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更したとき、又は従業者等が品種登録を受けた場合において使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用利用権を設定したときについて準用する。

5 | (略)

（外国人の権利の享有）
第十条 日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、育成者権その他育成者権に関する権利を享有することができない。

第六条 出願者は、一件につき四万七千二百円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の出願料を納付しなければならない。

2 4 (略)

（職務育成品種）
第八条 (略)
（新設）

（新設）

2 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務育成品種について、使用者等が品種登録出願をしたとき、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更したとき、又は従業者等が品種登録を受けた場合において使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用利用権を設定したときは、使用者等に対し、その職務育成品種により使用者等が受けるべき利益の額及びその職務育成品種の育成がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定められる対価の支払を請求することができる。

3 | (略)

（外国人の権利の享有）
第十条 日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、育成者権その他育成者権に関する権利を享有することができない。

一〇三 (略)
四 前三号に掲げる場合のほか、条約に別段の定めがある場合

(品種登録管理人の品種登録出願手続等)

第十条の二 日本国内に住所及び居所(法人にあつては、営業所)を有しない者(次項において「在外者」という。)は、農林水産省令で定める場合を除き、その者の品種登録に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの(同項において「品種登録管理人」という。)によらなければ、品種登録出願その他品種登録に関する手続(同項において単に「手続」という。)をすることができない。

2 品種登録管理人は、一切の手続について本人を代理する。ただし、在外者が品種登録管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

(優先権)

第十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、当該出願の時に、農林水産省令で定めるところにより、優先権を主張することができる。

一 (略)

二 第十条第三号に規定する国であつて日本国民に対し日本国と同一の条件により優先権の主張を認めるもの(締約国及び同盟国を除く。以下「特定国」という。)に対する品種登録出願に相当する出願(以下「特定国出願」という。)をした者又はその承継人(日本国民又は当該特定国に属する者に限る。)特定国出願のうち最先の出願(当該特定国に属する者にあつては、当該特定国出願)をした日(以下「特定国出願日」という。)の翌日から一年以内に当該特定国出願に係る品種につき品種登録出願をする場合

2 (略)

一〇三 (略)
(新設)

(新設)

(優先権)

第十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、当該出願の時に、農林水産省令で定めるところにより、優先権を主張することができる。

一 (略)

二 前条第三号に規定する国であつて日本国民に対し日本国と同一の条件により優先権の主張を認めるもの(締約国及び同盟国を除く。以下「特定国」という。)に対する品種登録出願に相当する出願(以下「特定国出願」という。)をした者又はその承継人(日本国民又は当該特定国に属する者に限る。)特定国出願のうち最先の出願(当該特定国に属する者にあつては、当該特定国出願)をした日(以下「特定国出願日」という。)の翌日から一年以内に当該特定国出願に係る品種につき品種登録出願をする場合

2 (略)

(出願品種の審査)

第十五条 (略)

2 農林水産大臣は、出願品種の審査をするに当たっては、現地調査又は栽培試験を行うものとする。ただし、出願品種の審査上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。

3 農林水産大臣は、関係行政機関、学校その他適当と認める者に対し、前項の規定による現地調査又は栽培試験の実施に関して必要な協力を依頼することができる。

4 (略)

(削る。)

(研究機構による現地調査又は栽培試験の実施)

第十五条の二 農林水産大臣は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。)に前条第二項の規定による現地調査又は栽培試験を行わせることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせるときは、当該現地調査又は栽培試験を行わないものとする。

3 研究機構は、農林水産大臣の同意を得て、関係行政機関、学校その他適当と認める者に対し、第一項の規定による現地調査又は栽培試験の実施に関して必要な協力を依頼することができる。

4 研究機構は、第一項の規定による現地調査又は栽培試験を行ったときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該現地調査又は栽培試験の結果を農林水産大臣に通知しなければならない。

(出願品種の審査)

第十五条 (略)

2 農林水産大臣は、出願品種の審査をするに当たっては、その職員に現地調査を行わせ、又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。)に栽培試験を行わせるものとする。ただし、出願品種の審査上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。

3 農林水産大臣は、前項の規定による現地調査を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼することができる。

4 (略)

5 研究機構は、農林水産大臣の同意を得て、第二項の規定による栽培試験を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼することができる。

6 農林水産大臣は、第二項の栽培試験の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(新設)

らない。

5 農林水産大臣は、第一項の現地調査又は栽培試験の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(現地調査又は栽培試験に係る手数料)

第十五条の三 出願者は、第十五条第二項又は前条第一項の現地調査又は栽培試験に係る実費を勘案して農林水産省令で定める額の手数料を国(研究機構が同項の規定による現地調査又は栽培試験を行う場合にあつては、研究機構)に納付しなければならない。

2 農林水産大臣又は研究機構は、農林水産省令で定めるところにより、前項の手数料の額を出願者に通知するものとする。

3 第一項の規定により研究機構に納付された手数料は、研究機構の収入とする。

(現地調査又は栽培試験に係る手数料の納付命令)

第十五条の四 農林水産大臣は、出願者が前条第一項の規定により国に納付すべき手数料を納付しないときは、当該出願者に対し、相当の期間を指定して、当該手数料を納付すべきことを命ずることができ。

2 研究機構は、出願者が前条第一項の規定により研究機構に納付すべき手数料を納付しないときは、農林水産大臣にその旨を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定による申立てがあつたときは、出願者に対し、相当の期間を指定して、研究機構に手数料を納付すべきことを命ずることができる。

(品種登録出願の拒絶)

第十七条 農林水産大臣は、品種登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その品種登録出願について、文書により拒絶しなければならない。

(新設)

(新設)

(品種登録出願の拒絶)

第十七条 農林水産大臣は、品種登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その品種登録出願について、文書により拒絶しなければならない。

一 (略)
二 その出願者が、正当な理由がないのに、第十五条第一項の規定による命令に従わず、同条第二項若しくは第十五条の二第一項の規定による現地調査を拒み、又は第十五条の四第一項若しくは第三項若しくは前条第一項の規定による命令に従わないとき。

2 | 農林水産大臣は、第十五条の二第一項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせた場合には、品種登録出願が前項第一号(第三条第一項の規定に係る部分に限る。)に該当するかどうかの判断をするに当たっては、研究機構が第十五条の二第四項の規定により通知する現地調査又は栽培試験の結果を考慮するものとする。

3 | 農林水産大臣は、第一項の規定により品種登録出願について拒絶しようとするときは、その出願者に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(審査特性の訂正)

第十七条の二 農林水産大臣は、品種登録をするときは、あらかじめ、当該出願品種について審査により特定した特性(以下「審査特性」という。)を出願者に通知しなければならない。

2 | 前項の規定による通知を受けた出願者は、当該出願品種の審査特性が事実と異なると思料するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に対し、当該審査特性の訂正を求めることができる。

3 | 農林水産大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、明らかに当該求めに係る事実がないと認める場合を除き、当該審査特性が事実かどうかについて調査を行うものとする。

4 | 農林水産大臣は、前項の規定による調査の結果、当該審査特性が事実と異なることが判明したときは、当該審査特性の訂正をしなければならない。

一 (略)
二 その出願者が、正当な理由がないのに、第十五条第一項の規定による命令に従わず、同条第二項の規定による現地調査を拒み、又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。

(新設)

2 | 農林水産大臣は、前項の規定により品種登録出願について拒絶しようとするときは、その出願者に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(新設)

5 農林水産大臣は、前項の規定による訂正をしたとき、又は当該訂正をしない旨の決定をしたときは、第二項の規定による求めをした出願者に対し、遅滞なく、その旨（当該訂正をしない旨の決定をしたときは、その理由を含む。）を通知しなければならない。

6 第十五条から第十五条の四までの規定は、第三項の規定による調査について準用する。

7 前条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、第二項の規定による訂正の求めについて準用する。この場合において、同号中「第十五条第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第二項」と、「第十五条の四第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

（品種登録）

第十八条 農林水産大臣は、品種登録出願につき第十七条第一項の規定により拒絶する場合を除き、品種登録をしなければならない。

2 品種登録は、品種登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 三 （略）

四 品種の審査特性（前条第四項の規定による訂正をしたときは、当該訂正後のもの）

五 七 （略）

3 農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録をしたときは、当該品種登録を受けた者に対しその旨を通知するとともに、前項第一号から第六号までに掲げる事項及び農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

（育成者権の効力が及ばない範囲）

（品種登録）
第十八条 農林水産大臣は、品種登録出願につき前条第一項の規定により拒絶する場合を除き、品種登録をしなければならない。

2 品種登録は、品種登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 三 （略）

四 品種の特性

五 七 （略）

3 農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録をしたときは、当該品種登録を受けた者に対しその旨を通知するとともに、農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

（育成者権の効力が及ばない範囲）

第二十一条 (略)

(削る。)

2 | 育成者権者、専利用権者若しくは通常利用権者の行為又は前
項各号に掲げる行為により登録品種、登録品種と特性により明確
に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる
品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種苗、収穫物又は加
工品が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、そ
の譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばない。ただ
し、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき
品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する
行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出
する行為については、この限りでない。

(育成者権の効力が及ばない範囲の特例)

第二十一条の二 品種登録を受けようとする者は、次の各号に掲げ
る場合において、当該品種登録に係る育成者権の適切な行使を確
保するため、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願
と同時に当該各号に定める事項を農林水産大臣に届け出ることが
できる。

一 出願品種の保護が図られないおそれがある国への当該出願品
種の種苗の流出を防止しようとする場合 次に掲げる事項

第二十一条 (略)

2 | 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専
利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種
と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第
二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種
苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更
に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用い
た種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品に
は及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限り
でない。

3 | 前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属
する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。

4 | 育成者権者、専利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第
一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工
品が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その
譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばない。ただし
、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品
種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行
為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出す
る行為については、この限りでない。

(新設)

- イ 出願者が当該出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（前条第二項ただし書に規定する国を除く。以下「指定国」という。）
- ロ 前条第二項ただし書に規定する国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって收穫物を輸出する行為を制限する旨
- 二 出願品種の産地を形成しようとする場合 次に掲げる事項
- イ 出願者が当該出願品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）
- ロ 指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる收穫物を生産する行為を制限する旨
- 2 前項の規定による届出をした者（その承継人を含む。次条第一項及び第二項並びに第二十一条の四第一項及び第二項において同じ。）は、次項の規定による公示（第十三条第一項の規定による公示と併せてされたものに限る。）前に限り、当該届出に係る指定国又は指定地域の指定の全部又は一部を取り消す旨を農林水産大臣に届け出ることができる。
- 3 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた場合には、第十三条第一項又は第十八条第三項の規定による公示の際、これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項（前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。）又は第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに当該届出に係る事項を公示しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、前項の規定による公示（第十八条第三項の規定による公示と併せてされたものに限る。）をした場合には、品種登録簿に第一項の規定による届出に係る事項及び当該公示をした年月日を記載するものとする。
- 5 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、農林水産大臣が前項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種

の種苗を譲渡する場合には、その譲渡する種苗又はその種苗の包装に、第五十五条第一項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、その種苗が第一項第一号口又は第二号口に規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付さなければならぬ。

6 登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、農林水産大臣が第四項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合にはその展示をする種苗又はその種苗の包装に、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための広告をする場合にはその広告に、第五十五条第二項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、それぞれその種苗が第一項第一号口若しくは第二号口に規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付し、又はこれらを表示しなければならぬ。

7 農林水産大臣が第四項に規定する公示をした日の翌日以後は、前条第二項本文の規定にかかわらず、育成者権の効力は、当該公示に係る登録品種等についての第一項第一号口又は第二号口に規定する行為（以下「輸出等の行為」という。）には及ぶものとする。

（指定国又は指定地域の追加）

第二十一条の三 前条第一項の規定による届出をした者は、同条第四項に規定する公示がされた後において、当該登録品種について指定国又は指定地域を追加する必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、指定国又は指定地域を追加する旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、次項の規定による公示前限り、当該届出に係る指定国又は指定地域の追加の全部又は一部を取り消す旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた場合（前項

（新設）

の規定による指定国又は指定地域の追加の全部を取り消す旨の届出があつた場合を除く。）には、当該登録品種に係る第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに当該届出に係る事項（前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。次項及び次条第三項において同じ。）を公示しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による公示をした場合には、品種登録簿に第一項の規定による届出に係る事項及び当該公示をした年月日を記載するものとする。

5 農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種等について追加された指定国又は指定地域に係る輸出等の行為については、前条第七項の規定は、適用しない。

（届出の取下げ）

第二十一条の四 第二十一条の二第一項の規定による届出をした者は、同条第四項に規定する公示がされた後において、当該登録品種について輸出等の行為に係る制限をする必要がなくなつたと認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該届出を取り下げる旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、次項の規定による公示前限り、当該届出を取り下げる旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた場合（前項の規定による届出があつた場合を除く。）には、当該登録品種に係る第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項、第二十一条の二第一項の規定による届出に係る事項（前条第一項の規定による届出に係る事項を含む。）並びに第二十一条の二第一項の規定による届出が取り下げられた旨を公示しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による公示をした場合には、品種

（新設）

登録簿に第二十一条の二第一項の規定による届出が取り下げられた旨及び当該公示をした年月日を記載するものとする。

5| 農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗についての表示については、第二十一条の二第五項及び第六項の規定は、適用しない。

6| 農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種等についての輸出等の行為については、第二十一条の二第七項の規定は、適用しない。

(裁定)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつたときは、その旨を公示するとともに、当該申請に係る育成者権者又は専利用権者その他その登録品種に關し登録した権利を有する者に対し、文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

4| 第二項の規定による申請があつたときは、その登録品種の通常利用権者は、前項に規定する期間内に限り、意見を述べることができる。

5| 5| 7| (略)

8| 農林水産大臣は、第二項の裁定をしたときは、その旨を当事者、当事者以外の者であつてその登録品種に關し登録した権利を有するもの及び第四項の規定により意見を述べた通常利用権者に通知しなければならない。

9| 前項の規定により当事者に第七項に規定する裁定の通知があつたときは、当該裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

(育成者権等の放棄)

第三十一条 育成者権者は、専利用権者、質権者又は第八条第五

(裁定)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつたときは、その旨を当該申請に係る育成者権者又は専利用権者その他その登録品種に關し登録した権利を有する者に対し、文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

(新設)

4| 4| 6| (略)

7| 農林水産大臣は、第二項の裁定をしたときは、その旨を当事者及び当事者以外の者であつてその登録品種に關し登録した権利を有するものに通知しなければならない。

8| 前項の規定により当事者に第六項に規定する裁定の通知があつたときは、当該裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

(育成者権等の放棄)

第三十一条 育成者権者は、専利用権者、質権者又は第八条第三

項、第二十五条第四項若しくは第二十六条第一項の規定による通常利用権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その育成者権を放棄することができる。

2・3 (略)

(登録の効果)

第三十二条 (略)

2 (略)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(通常利用権の対抗力)

第三十二条の二 通常利用権は、その発生後にその育成者権若しくは専用利用権又はその育成者権についての専用利用権を取得した者に対しても、その効力を有する。

(登録品種と特性により明確に区別されない品種の推定)

第三十五条の二 品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種と推定する。

(判定)

第三十五条の三 登録品種について利害関係を有する者は、ある品種が品種登録簿に記載された当該登録品種の審査特性により当該登録品種と明確に区別されない品種であるかどうかについて、農

項、第二十五条第四項若しくは第二十六条第一項の規定による通常利用権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その育成者権を放棄することができる。

2・3 (略)

(登録の効果)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 通常利用権は、その登録をしたときは、その育成者権若しくは専用利用権又はその育成者権についての専用利用権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。

4 第八条第三項又は第二十七条の規定による通常利用権は、登録しなくても、前項の効力を有する。

5 通常利用権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

(新設)

(新設)

(新設)

林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の判定を求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、必要な調査を行った上で判定を行い、当該求めをした者及び当該登録品種の育成者権者に対し、その結果を通知するものとする。

3 第十五条から第十五条の四までの規定は、前項の調査について準用する。

4 第三条第二項の規定は第二項の判定について、第十七条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は第一項の規定による判定の求めについて、それぞれ準用する。この場合において、同号中「第十五条第一項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条第二項」と、「第十五条の四第一項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

（書類の提出等）

第三十七条（略）

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

（書類の提出等）

第三十七条（略）

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

5 前各項の規定は、育成者権又は専利用権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

（訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）

第四十二条 秘密保持命令が発せられた訴訟（全ての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手續を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2 （略）

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、適用しない。

（登録料）

第四十五条 育成者権者は、第十九条第二項に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、三万円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の登録料を納付しなければならない。

2 〃 8 （略）

（新設）

4 前三項の規定は、育成者権又は専利用権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

（訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）

第四十二条 秘密保持命令が発せられた訴訟（すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手續を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2 （略）

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

（登録料）

第四十五条 育成者権者は、第十九条第二項に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、三万六千円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の登録料を納付しなければならない。

2 〃 8 （略）

(登録品種の調査)

第四十七条 (略)

2 農林水産大臣は、前項に規定する場合には、現地調査又は栽培試験を行うものとする。

3 第十五条第三項及び第四項並びに第十五条の二の規定は、前項の現地調査又は栽培試験について準用する。

(品種登録の取消し)

第四十九条 (略)

2 前項第一号から第三号まで、第六号又は第七号の規定による品種登録の取消しに係る聴聞を行うに当たっては、当該品種登録に係る育成者権に係る専利用権者その他登録した権利を有する者に対し、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をするとともに、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、同項に規定する者又は同項の品種登録に係る育成者権に係る通常利用権者が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、行政手続法第十七条第一項の規定による参加の許可をしなければならない。

4 育成者権は、第一項の規定により品種登録が取り消されたときは、消滅する。ただし、次の各号に掲げる場合は、育成者権は、当該各号に定める時に遡って消滅したものとみなす。

一 三 (略)

5・6 (略)

(品種登録についての審査請求の特則)

第五十一条 (略)

2 品種登録についての審査請求の審理を行うに当たっては、相当な期間において、その旨を、当該品種登録に係る育成者権者又は専利用権者その他登録した権利を有する者に通知をし、かつ、

(登録品種の調査)

第四十七条 (略)

2 農林水産大臣は、前項に規定する場合には、その職員に現地調査を行わせ、又は研究機構に栽培試験を行わせるものとする。

3 第十五条第三項から第六項までの規定は、前項の現地調査又は栽培試験に準用する。

(品種登録の取消し)

第四十九条 (略)

2 前項第一号から第三号まで、第六号又は第七号の規定による品種登録の取消しに係る聴聞は、当該品種登録に係る育成者権に係る専利用権者その他登録した権利を有する者に対し、相当な期間において通知した上で行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十七条第一項の規定により前項に規定する者が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

4 育成者権は、第一項の規定により品種登録が取り消されたときは、消滅する。ただし、次の各号に掲げる場合は、育成者権は、当該各号に定める時にさかのぼって消滅したものとみなす。

一 三 (略)

5・6 (略)

(品種登録についての審査請求の特則)

第五十一条 (略)

2 品種登録についての審査請求の審理は、当該品種登録に係る育成者権者又は専利用権者その他登録した権利を有する者に対し、相当な期間において通知した上で行わなければならない。

公示しなければならない。

3 行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員は、前項の規定により通知を受けた者又は同項の品種登録に係る育成者権に係る通常利用権者が当該審査請求に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(品種登録簿への登録等)

第五十二条 次に掲げる事項は、農林水産省に備える品種登録簿に登録する。

- 一 (略)
- 二 専用利用権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 三 育成者権又は専用利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2 (略)

(品種登録表示)

第五十五条 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、その譲渡する登録品種の種苗又はその種苗の包装に、農林水産省令で定めるところにより、その種苗が品種登録されている旨の表示を付さなければならない。

2 登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、農林水産省令で定めるところにより、登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合にはその展示をする種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録されている旨の表示を付し、登録品種の種苗の譲渡のための広告をする場合にはその広告にその旨を表示しなければならない。

(虚偽表示の禁止)

第五十六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 登録品種以外の品種の種苗又はその種苗の包装にその種苗が

3 行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員は、前項の規定により通知を受けた者が当該審査請求に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(品種登録簿への登録等)

第五十二条 次に掲げる事項は、農林水産省に備える品種登録簿に登録する。

- 一 (略)
- 二 専用利用権又は通常利用権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 三 育成者権、専用利用権又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2 (略)

(品種登録表示)

第五十五条 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、農林水産省令で定めるところにより、その譲渡する登録品種の種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録に係る旨の表示(以下「品種登録表示」という。)を付するように努めなければならない。(新設)

(虚偽表示の禁止)

第五十六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 登録品種以外の品種の種苗又はその種苗の包装に品種登録表

品種登録されている旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為

二 登録品種以外の品種の種苗であつて、その種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録されている旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの譲渡又は譲渡のための展示をする行為

三 登録品種以外の品種の種苗を譲渡するため、広告にその種苗が品種登録されている旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

(公示等)

第五十七条の二 この法律の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

2 農林水産大臣は、この法律の規定による公示をしたときは、当該公示をした年月日及びその内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(指定種苗についての表示)

第五十九条 指定種苗は、その包装に次に掲げる事項を表示したものの又は当該事項を表示する証券を添付したものでなければ、販売してはならない。ただし、掲示その他見やすい方法をもってその指定種苗につき第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項を表示する場合又は種苗業者以外の者が販売する場合は、この限りでない。

一 (略)

二 種類及び品種 (接木した苗木にあつては、穂木及び台木の種類及び品種) (品種が判明しない場合には、その旨)

三 六 (略)

2 4 (略)

(命令違反に対する過料)

示又はこれと紛らわしい表示を付する行為

二 登録品種以外の品種の種苗であつて、その種苗又はその種苗の包装に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの譲渡又は譲渡のための展示をする行為

三 登録品種以外の品種の種苗を譲渡するため、広告にその種苗が品種登録に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

(新設)

(指定種苗についての表示)

第五十九条 指定種苗は、その包装に次に掲げる事項を表示したものの又は当該事項を表示する証券を添付したものでなければ、販売してはならない。ただし、掲示その他見やすい方法をもってその指定種苗につき第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項を表示する場合又は種苗業者以外の者が販売する場合は、この限りでない。

一 (略)

二 種類及び品種 (接木した苗木にあつては、穂木及び台木の種類及び品種) (品種が判明しない場合には、その旨)

三 六 (略)

2 4 (略)

(命令違反に対する過料)

第七十四条 第十五条の二第五項（第十七条の二第六項、第三十五条の第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十四条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした研究機構等の役員は、二十万円以下の過料に処する。

（制限表示義務等の違反に対する過料）

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十一条の二第五項又は第六項の規定に違反した者
- 二 第二十二条の規定に違反した者
- 三 第五十五条の規定に違反した者（第一号の規定に該当する者を除く。）

第七十四条 第十五条第六項（第四十七条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十四条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした研究機構等の役員は、二十万円以下の過料に処する。

（名称使用義務等の違反に対する過料）

第七十五条 第二十二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

- （新設）
- （新設）
- （新設）

改正案		現行	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九條、第十條、第十三條、第十五條―第十七條、第十七條の三―第十九條、第二十三條、第二十四條、第三十四條―第三十四條の三五関係） 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	課税標準	税率
	税率	税率	税率
	一〇十七（略）	一〇十七（略）	一〇十七（略）
十八（略）	十八（略）	十八（略）	十八（略）
(一) (略)	(略)	(一) (略)	(略)
(二) 専利用権の設定又は保存の登録	専利用権の件数	(二) 専利用権又は通常利用権の設定又は保存の登録	専利用権又は通常利用権の件数
(三) 育成者権若しくは専利用権を目的とする質権の設定又は育成者権、専利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	(略)	(三) 育成者権、専利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は育成者権、専利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	(略)
(四) 専利用権の移転又は育成者権若しくは専利用権を目的とする質権の移転の登録	育成者権又は専利用権（以下この号において	(四) 専利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは育成者権を目的とする質権の移転の登録	育成者権、専利用権又は通常利用権（以下
イ (略)	(略)	イ (略)	(略)

十九 百六十 (略)	(五) 口 (七) (略)	
	(略)	て「育成者 権等」とい う。この件 数
	(略)	

十九 百六十 (略)	(五) 口 (七) (略)	
	(略)	この号にお いて「育成 者権等」と いう。この 件数
	(略)	

○ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）（附則第十条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（研究機構の目的） 第四条（略）</p> <p>2 研究機構は、前項に規定するもののほか、種苗法（平成十年法律第八十三号）に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための現地調査又は栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを目的とする。</p> <p>（業務の範囲） 第十四条（略）</p> <p>2 研究機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 種苗法第十五条の二第一項（同法第十七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現地調査又は栽培試験を行うこと。</p> <p>二 〃四（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（研究機構の目的） 第四条（略）</p> <p>2 研究機構は、前項に規定するもののほか、種苗法（平成十年法律第八十三号）に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを目的とする。</p> <p>（業務の範囲） 第十四条（略）</p> <p>2 研究機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 種苗法第十五条第二項及び第四十七条第二項の規定による栽培試験を行うこと。</p> <p>二 〃四（略）</p> <p>3・4（略）</p>

○ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）（附則第十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（種苗法の特例）</p> <p>第十三条 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）<u>第三条第二項</u>に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に同条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下この条において「品種登録出願」という。）がされたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（種苗法の特例）</p> <p>第十三条 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）<u>第四条第一項</u>に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>一・二（略）</p>

○ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）（附則第十一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（種苗法の特例） 第十二条 農林水産大臣は、認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条第二項に規定する出願品種をいい、当該認定新品種育成計画における新品種育成事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に同条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下この条において「品種登録出願」という。）がされたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業を行う認定育成事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（種苗法の特例） 第十二条 農林水産大臣は、認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定新品種育成計画における新品種育成事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業を行う認定育成事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>一・二（略）</p>

○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）（附則第十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（種苗法の特例） 第十七条 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条第二項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に同条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下この条において「品種登録出願」という。）がされたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（種苗法の特例） 第十七条 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>一・二 （略）</p>

改正案	現行
<p>（種苗法の特例） 第六十五条（略）</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条第二項に規定する出願品種をいい、当該産業復興再生計画に定められた第四項の実施期間の終了日から起算して二年以内に同条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下この条において「品種登録出願」という。）がされたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3～5（略）</p>	<p>（種苗法の特例） 第六十五条（略）</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該産業復興再生計画に定められた第四項の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3～5（略）</p>

○ 花きの振興に関する法律（平成二十六年法律第百二号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（種苗法の特例）</p> <p>第十三条 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条第二項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に同条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下この条において「品種登録出願」という。）がされたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（種苗法の特例）</p> <p>第十三条 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>一・二（略）</p>